

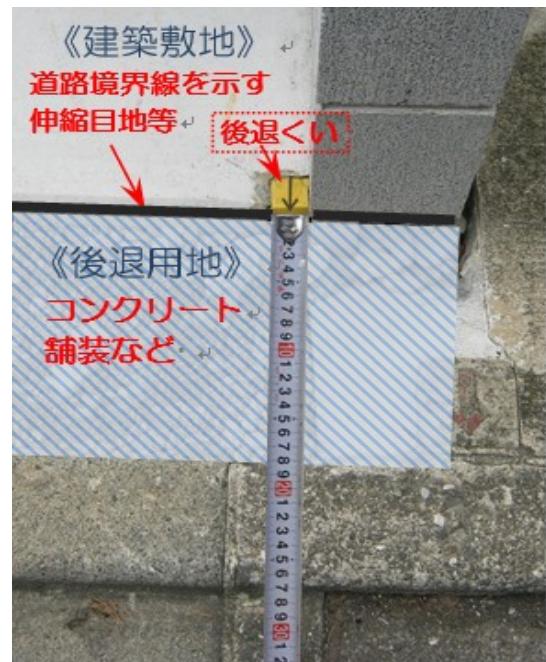
狭あい道路後退用地の自主整備のご案内（公道・私道）

1. 道路後退線は、後退くい等（金属標、金属鉢、プラスチック杭、コンクリート杭、石杭、目地、見切り材、又は既存の境界石等の保全等）を設置して明示してください。
2. 後退線の明示（後退くい等の設置）及び後退用地の舗装が終了したら、「自主整備完了届」の提出をお願いします。完了届には、各後退くい等に後退くい等から L 形側溝等までの後退寸法が読み取れる写真（右図参照）、及び後退用地の全体の整備状況が分かる写真を添付してください。
3. 「自主整備完了届」を受けて、区が後退用地の現地確認を行います。後退寸法や後退くい等の設置に問題がなく、後退部分が一般的の通行に供する状態に整備されていることを確認した後、申請者あてに「拡幅整備確認書」を郵送します。（区と代理人との現場立会は必要ありません。）
4. 「拡幅整備確認書」は、「狭あい道路の拡幅整備に関する条例」に定めた協議の終結を証明する大切な資料になりますので、申請者において保存をお願いします。また、設置した後退くい等は将来にわたり保全をお願いします。
5. 「拡幅整備確認書」及び設置した後退くい等があれば、将来の再建築の際に狭あい道路拡幅整備協議の必要はありません。また、土地や建物の売買や相続等の権利移転があった場合、新所有者に「拡幅整備確認書」の承継をお願いします。

【注意】

「自主整備計画書」提出時に記載した舗装方法と、「自主整備完了届」提出時の実際の舗装方法が異なっていても、変更手続きは必要ありません。但し、土や砂利敷きは不可となります。ご注意ください。

自主整備完了届に添付する写真例



拡幅整備確認書（見本）

別記欄	
東京都〇〇区〇〇-〇-〇〇〇 日 月 年 月 日	
目撃者	
拡幅整備確認書	
平成26年〇月〇日付で提出された自主整備完了届に ての区域並びに後退用地が延長整備されたことを確認し、 道路の前幅整備に関する免許施行規則第12条第2項の規定に 依り提出します。	
今後は、該整備に支障のない上うねり退用地の保全に努め ます。	
1. 整備区域	平成26年〇月〇日整備実績
2. 整備申請者	地図表示：目黒区目黒一丁目〇番地 登記地番：目黒区目黒一丁目〇番地
3. 署名	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

＜別紙「後退くい等のうち方」もご覧ください。＞

【狭あい道路拡幅整備（自主整備）の手順】

凡例

申請者等が行うこと

区が行うこと

